平成２３年（フ）第１７４７号
福岡市南区桧原５丁目13番17―205号
債務者　久光　清栄
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７５３号
福岡市東区和白東３丁目12番６号
債務者　竹中　啓太
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７６３号
福岡市早良区次郎丸５丁目８番13―2102号
債務者　佐野　見幸
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７８０号
福岡市南区高木１丁目16番24―302号
債務者　原　祐一郎
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７８７号
福岡市東区箱崎５丁目11番３―1403号
債務者　松永　　直
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７９２号
福岡市東区多々良１丁目17番８―315号
債務者　香田　良明
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７９４号
福岡県太宰府市朱雀５丁目１番15号みやこ荘３号
債務者　村田　正行
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８０３号
福岡市博多区麦野５丁目13番32―202号
債務者　吉原眞砂子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８１１号
福岡県大野城市瓦田１丁目14番24号
債務者　山内　久美
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８２３号
福岡市早良区四箇田団地４番403号
債務者　野口　敏雄
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８５９号
福岡県宗像市日の里１丁目10番地１―101棟1202号瀧口方
債務者　冨永マサ子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８６４号
福岡県糸島市加布里575番地２パークサイドコロニーⅡ202号
債務者　山本　裕之
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８７０号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目３番地10号グレイス九産大前501号室
債務者　谷川　克弥
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８７５号
福岡市博多区御供所町５番25号
債務者　竹内　敏弘
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８８４号
福岡市南区大橋３丁目20番10号
債務者　小高　茂子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８９０号
福岡県糸島市二丈深江1058番地８深江ハイツ103号
債務者　大島　　瞳（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９０９号
福岡市東区八田４丁目８番11―302号
債務者　万束　宏一
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４１号
大分県日田市大字日高815番地13
債務者　中嶋美香子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大分地方裁判所日田支部